

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉事業に功績のあったもの、並びに地区・団体及び協力援助したものに対して行う本会会長表彰、感謝状について必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 本会会長表彰の対象となるものは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 民生委員・児童委員として12年以上在職し、その功績顕著である者
 - (2) 民間社会福祉施設、団体の役職員として15年以上在職し、その功績顕著である者
 - (3) 社会福祉協議会活動が優れており、他の模範となる社会福祉協議会
 - (4) ボランティア活動、共同募金奉仕等において具体的な実践活動を10年以上継続して行っており、その功績顕著である者及び団体
 - (5) その他、本会会長が功績顕著であると認めたもの
- 2 前項各号に該当するもののうち、次の各号によりそれぞれ社会福祉事業功労者として表彰された者は除く。
- (1) 叙位、叙勲及び藍綬褒章、黄綬褒章を受けた者
 - (2) 厚生労働大臣、全国社会福祉協議会会長から表彰を受けた者
 - (3) 全国及びブロック段階の団体長から表彰を受けた者
 - (4) 知事及び本会会長から表彰を受けた者

(感謝の対象)

第3条 本会会長が感謝の意を表する対象となるものは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 公立社会福祉施設の職員で、15年以上(現場のみ)在職し、その功績顕著である者
- (2) 民間社会福祉施設、団体に対し、30万円以上に相当する金品の寄付、或いは労力の提供等により貢献された者
- (3) 本会活動に功績顕著な者
- (4) その他、本会会長が認めたもの

(表彰及び感謝の数)

第4条 表彰及び感謝の数は、予算の範囲内において本会会長がその都度定める。

(顕彰の方法)

第5条 表彰及び感謝は、社会福祉大会においてこれを行う。但し、特別な場合にはその都度行うことができる。

2 顕彰は、表彰状、感謝状、特別感謝状及び記念品を贈り、これを行う。

(顕彰者の推薦)

第6条 市町村社会福祉協議会は、この規程に定める表彰又は感謝の対象となるものを別に定める様式により、本会会長に推薦するものとする。

2 本会会長は、前項の規定にかかわらず、その候補者を推薦することができる。

(顕彰者の選定)

第7条 本会に顕彰審査委員会を設け、表彰または感謝の対象者の審査を行う。

2 顕彰審査委員会に関することは、本会会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和52年7月1日から施行する。

2 昭和26年7月制定の表彰規程は、この規程の施行をもって廃止する。

附 則

1 この規程は、昭和57年6月25日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年9月5日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年6月14日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年5月16日から施行する。

山梨県社会福祉協議会会長表彰推薦上の注意事項

- 1 表彰における推薦基準日は「12月1日現在」とします。
- 2 表彰規程第2条第2項により既に表彰された次の者は対象外です。
 - (1) 叙位、叙勲及び藍綬褒章、黄綬褒章を受けた者
 - (2) 厚生労働大臣、全国社会福祉協議会会長から表彰を受けた者
 - (3) 全国及びブロック段階の団体長から表彰を受けた者
 - (4) 知事及び本会会長から表彰を受けた者
- 3 民間社会福祉施設・団体の役職員として15年以上在職し、その功績顕著である者の在職期間の通算方法について
複数の民間社会福祉施設や民間社会福祉団体での在職期間を通算することは可能です。
ただし、役員歴と職員歴を通算することはできません。
- 4 ボランティア活動、共同募金奉仕等において具体的な実践活動を10年以上継続して行っており、その功績顕著であるもの(個人)の推薦基準について
「社会福祉事業功労者等に対する知事表彰推薦基準」に準じ取り扱うこととします。
ボランティア組織を通しての活動は対象外とし、組織の所属の有無にかかわらず、個人として具体的な奉仕活動を10年以上にわたり継続的に行っている場合を対象とします。
- 5 ボランティア活動、共同募金奉仕等において具体的な実践活動を10年以上継続的に行っており、その功績顕著である団体の推薦基準について
「社会福祉事業功労者等に対する知事表彰推薦基準」に準じ取り扱うこととします。
直接、ここ具体的な奉仕活動(社会福祉施設ボランティア、子育てボランティア、配食ボランティア等)を10年以上にわたり継続的に行っている場合を対象とします。

付則 この推薦基準は、平成25年5月16日から適用する。